

南丹市金入設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が入札に付し、発注する工事に係る金額を記載した設計書（以下「金入設計書」という。）について、南丹市情報公開条例（平成18年条例第9号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づく情報提供の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする金入設計書は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 当該金入設計書に係る工事における契約者が決定していること。
- (2) 当初契約に関する金入設計書であること。
- (3) 条例第6条各号のいずれかに該当する情報が含まれていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、工事の契約日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年を経過した工事に係る金入設計書は、情報提供の対象としない。

(情報提供の申請)

第3条 情報提供を申請する者（以下「申請者」という。）は、金入設計書情報提供申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(情報提供の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理した日から15日以内に、金入設計書情報提供可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に情報提供の可否を通知しなければならない。

(情報提供の方法)

第5条 情報提供は、金入設計書の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を光ディスクに複製したものを交付する方法により行うこととする。

(情報提供の費用)

第6条 申請者は、前条に規定する交付に要する費用の実費を負担しなければならない。

2 前項の費用は、前納とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年8月10日告示第185号）

この告示は、公表の日から施行し、平成30年9月1日以降に市が入札に付し、発注する工事に係る金入設計書について適用する。

附 則（令和2年9月25日告示第245号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

金入設計書情報提供申請書

年 月 日

南丹市長 様

〒
住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先

次のとおり金入設計書の情報提供を申請します。

工 事 名	
送付の希望	有 ・ 無
備 考	

※ 以下は、記入しないでください。



(決裁欄)

上記の申請について、別紙(案)のとおり通知してよろしいか、伺います。

部長	次長	課長	参事	課長補佐	係長	係員

様式第2号(第4条関係)

金入設計書情報提供可否決定通知書

年 月 日

様

南丹市長

年 月 日付けで申請のありました金入設計書の情報提供については、次のとおり可否を決定しましたので、通知します。

工事名	提供の可否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
	可・否
備考	

(提供できないものがある場合)

工事名	
提供できない理由	